

仕 様 書		
個人被ばく線量測定役務	仕様書番号	第 11 号
	作成年月日	令和6年4月1日
	作成部隊名	化 学 学 校

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、化学学校において実施する個人被ばく線量測定役務（以下，“測定役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001, GLT-CG-Z000009及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

ISO/IEC 17025:2017

国際標準化機構によって策定された試験所及び校正機関が特定の試験又は校正を実施する能力があるものとして認定を受けようとする場合の一般要求事項を規定した国際標準規格で2017年1月に発行されたものをいう。

1.2.2

個人線量計

個人の被ばく管理に用いる放射線測定器をいう。

1.2.3

BG (バックグラウンド)

この仕様書では、測定対象の放射性同位元素の影響を受けない場所等における自然発生放射線（宇宙線、天然に存在する物質から発生する放射線等）をいう。

1.2.4

コントロール線量計

この仕様書では、個人線量計の測定値からBG値を差し引くために使用するBG測定用の線量計をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS Z 4345

X・γ線及びβ線用受動形個人線量計測装置並びに
環境線量計測装置

JIS Z 4416

中性子用固体飛跡個人線量計

ISO/IEC 17025:2017

General requirements for
the competence of testing
and calibration laboratories

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

c) 法令等

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的な要求事項

一般的な要求事項は、次による。

- a) 測定役務は、放射性同位元素等の規制に関する法律第20条で定める測定に関する放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第20条（令和5年10月1日施行）で定める放射線測定器の測定の信頼性を確保するための措置としてISO/IEC 17025:2017に基づく認定（認定範囲は、放射線モニタリング）を受けた個人線量測定とする。
- b) 測定に用いる個人線量計は、X・γ線及びβ線用については、JIS Z 4345に中性子線用については、JIS Z 4416にそれぞれ適合しなければならない。
- c) 測定期間（契約期間）において毎月1日から末日までを1期間とする。なお、契約の相手方は、1期間終了後測定値を算定し、速やかに通知しなければならない。
- d) サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.2 個人線量計の種類・測定線量範囲及び数量

個人線量計の種類及び測定線量範囲は、表1による。なお、種類に応じる数量は、調達要領指定書によって指定する。

表1－個人線量計の種類・測定線量範囲

個人線量計の種類		測定線量範囲
品名	区分	
個人線量計 (X・γ, β) ^{a), b)}	X・γ線及びβ線用	0.1 mSv以下～10 Sv
個人線量計 (n, X・γ, β) ^{a), b)}	X・γ線, β線及び中性子線用	X・γ線, β線: 0.1 mSv以下～10 Sv 中性子線: 0.1 mSv～50 mSv (熱中性子線は, 6 mSv) 以上

注^{a)} 測定対象者の氏名及び測定可能線種（又は、測定可能線種に対応した個人線量計の型式）を印字又は印字したラベル等を貼付する。

注^{b)} 1個の個人線量計で区分に示す放射線を全て測定できない場合は、複数の個人線量計を組み合わせることが可能

2.3 測定作業

測定作業は、表2を標準とする。

表2－測定作業

番号	工程	作業内容	時期
1	名簿の提出	測定対象者の名簿を契約の相手方に提出する。	契約後速やかに
2	個人線量計送付	契約の相手方は、所定の事項を印字又は、印字したラベル等を貼付した個人線量計及びコントロール線量計を送付する。	初回分は、測定開始前までに、以後は、次の1期間開始前までに
3	個人線量計返送	1期間終了後、契約の相手方に個人線量計及びコントロール線量計を返送する。	1期間終了後速やかに

表2-測定作業（続き）

番号	工程	作業内容	時期
4	個人線量計の算定等	契約の相手方は、返送された個人線量計及びコントロール線量計の測定値から被ばく線量を算定し、通知（5.1による。）する。	個人線量計返送後速やかに

2.4 算定等実施場所

算定等実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.6 a)に示す“営業所等”とする。

2.5 測定期間

測定期間は、調達要領指定書によって指定する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

包装及び包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が定める方法による。ただし、輸送等に際し、個人線量計の測定結果に影響を及ぼさない様にしなければならない。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、表3による。

表3-提出書類

書類名	数量	提出先	提出時期	注記
試験所認定証（ISO/IEC 17025:2017）（写し） ^{a)}	1部	検査官等	契約後速やかに	—
個人線量算定値報告書			個人線量計返送後速やかに	契約の相手方の随意様式とする。

注^{a)} 過去に提出実績があり、前回提出時と変更がない場合は、省略してもよい。

5.2 保全

保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- b) 駐屯地に立入る場合は、当該駐屯地所定の立入手続を行う。
- c) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通行路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。

5.3 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

5.4 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

5.5 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、測定を行う上で必要な事項について官側の支援が必要な

場合、所要の支援を契約担当官等の許可を得て、受けることが可能

5.6 その他

駐屯地に立に入る場合、駐屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して作業し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び駐屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原状に復旧する。

5.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z00001の8.3による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	4KZH1A30001
	調達要求年月日	令和6年4月1日
	作成部課	化 学 学 校
	作成年月日	令和6年4月1日
品 名	個人被ばく線量測定業務	
仕様書番号	第11号	

指定事項 :

2.2 個人線量計の種類・測定線量範囲及び数量

個人線量計の種類及び数量は、次による。

品名	数量
個人線量計 ($X \cdot \gamma, \beta$)	18
個人線量計 ($n, X \cdot \gamma, \beta$)	12

2.5 測定期間

測定期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間とする。